

しんだん山梨

〒400-0042 山梨県甲府市相生1-7-3 TEL:055-223-3130 FAX:055-220-1353
URL <http://www.shindan-yamanashi.com> E-mail info@shindan-yamanashi.com

一般社団法人山梨県中小企業診断士協会 会長 藤田 泰一

◆ 会長就任のご挨拶



平成30年6月1日より一般社団法人山梨県中小企業診断士協会の2代目会長に就任しました藤田泰一と申します。

本協会は、1963(昭和38年)6月に山梨県の指導により発足した任意団体山梨県中小企業診断協会をルーツとして、その

後1974年(昭和49年)4月社団法人中小企業診断士協会山梨県支部となり、2014年(平成26年)4月現法人に改組し、今年協会の発足後ちょうど55年目を迎えることになりました。

この間、歴代の役員並びに協会員の努力と、企業経営者、関係団体、行政等のご協力ご支援により組織として継続し、会員数も現在42名となっています。

その中で私は1981年(昭和56年)に入会して今年で37年目となりますが、入会時より30名前後で推移していた会員数は、特にここ数年間の国や県などの中小企業施策の積極的な展開やこれらに伴う中小企業診断士への需要の高まり、さらに協会役員の努力による受託事業の増加等から、上記のように年々入会者が増えている状況にあります。

しかしながら、中小企業診断士の業務に関してはまだまだ一般の人々はもちろんのこと、経営者においてさえなかなか認知されていないという現実もみられます。

社会の多くの人達は、法律・裁判関係は弁護士、会社や不動産などの各種登記は司法書士、税務・会計は税理士、公認会計士、社会保険関係は社会保険労務士と

いうように資格名と業務内容をある程度一致して理解しています。

また、多くの企業経営者にとっては、税理士が最も身近な経営の相談者であり、近年では企業経営でも雇用や人材育成、社会保険などは社会保険労務士を頼りにしている経営者が多くなっているのが現状ではないでしょうか。

その中で、私自身の例で誠に恐縮ですが、友人知人や親戚などから「藤田さんは中小企業診断士ですが、どのような仕事をしているのですか?」との業務内容に関する質問を受けることが度々あります。

一応、自分なりに一般の人に少しでも分かりやすくと思い、「中小企業診断士は、企業経営の医者のような仕事をしています」と説明しても、相手にはうまく伝わらないことが多々あります。

また、一般的に中小企業診断士を説明するために使用している「国が認めた経営コンサルタントとしての唯一の国家資格」との話をして、経営コンサルタントは誰でも称することができ、さらにこれまで経営コンサルタントと自称して人を騙すようなことをしてお金を得るような問題を起こし、マスコミ等世間を騒がせた悪印象のイメージを持つ人もいます。

私自身独立して既に25年以上経った現状でもこのような話が出てくることに非常に歯がゆく思っていますが、このような例は周囲の診断士に聞いても私だけではないと感じています。

勿論、一方で税理士や社会保険労務士とは違い中小企業診断士の持つ具体的かつ有効的なビジネスアイデ

アや経営に関する諸問題への実践的・的確なアドバイスに感謝し、多大な評価をしている経営者や経済団体、行政等の関係者の話も多く聞かれますし、私自身もそのような実績を有する中小企業診断士を知っています。

私としては、中小企業診断士の評価や認知度をさらに高めていくためには、まず企業経営者などクライアントの皆様が中小企業診断士に相談をして良かった、助かった、そして次もまた顧問料を支払って中小企業診断士に相談したいという事例を少しでも多く作っていくことであると思っています。

そのためには、まず我々中小企業診断士一人ひとりがそのような好評価につながる仕事を着実に実施していくことが大切であると思っています。

そして、良いパフォーマンスを出すためには、診断士自ら普段より経営に関する知識の吸収や情報収集に努め、またコンサルスキルを高め、さらに経営のプロでもある企業経営者からも一目を置かれるような人間性を磨いていかなければならないと考えています。

以上を踏まえて山梨県中小企業診断士協会としては、本年度事業計画の基本方針として「中小企業診断士及び山梨県中小企業診断士協会の認知度向上」、「中小企業診断士業務の拡大」、「会員のスキルアップ」を掲げて諸活動を実施しています。

具体的には、「食と農研究会」、「事業承継研究会」、「創業研究会」、「観光研究会」の各研究会において会員の知識の吸収と情報の共有化に向けてキャリアアップを図っているほか、「診断実務研修」等において診断士としてのスキルアップも実施しています。また、行政や経済団体等からの依頼による経営相談・診断業務に対しては、当該業務の専門性と高度な能力を持った診断士を派遣するなどして、着々と中小企業診断士の認知度向上、業務の拡大化の努力を行っています。

このように、山梨県中小企業診断士協会は企業経営者や行政等が抱える諸問題に対して中小企業診断士ならではの視点から具体的かつ的確な解決方法を提案し、県内経済の発展に貢献するために、協会全体として取り組んでいます。

最後に、経営者や行政、経済団体、金融機関などの皆様

には各種企業経営や地域資源に関する諸問題の解決、有効活用等にあたってこれまで以上に山梨県中小企業診断士協会並びに協会加盟の中小企業診断士をご利用していただくことをお願いしまして会長としての挨拶とします。

◆ 退任にあたって

前会長 小口 一策



平成25年度定時総会から、法人化前の1年間と法人として2期4年間の合計5年間にわたり会長を務めさせて頂きました。支援機関・金融機関の皆様のご支援、会員の皆様のご協力に心から感謝いたします。

この5年間は変化への対応、新しいことへの挑戦の連続であったように思います。診断士を取り巻く環境は、就任当時の「逆風」から、アベノミクスによる中小・小規模事業者のための支援制度が次々と創設されたことにより一気に「順風」へと変わりました。この時期に協会が一般社団法人化し、これを契機に積極的な運営への転換したことで、タイミング良く様々な事業を協会に取込むことができました。これにより、事業・組織面の拡充が図られ、現在の体制の基盤を築くことができたと考えています。

また、在任中には、本部連合会で打ち出した、ブランディング事業(診断士の日のイベント、新しい診断士バッジの交付等)や、他の士業との連携事業である十士会の当番幹事など初めての事業も多くありましたが、役員の皆様のご協力により乗り越えることができました。

変化と挑戦の5年間でしたが、変化をチャンスと捉え、支援機関・金融機関や他の士業の皆様との連携を強化し、診断士及び診断士協会のブランド向上に向け少し前進できたものと考えています。

最後になりましたが、今後の山梨県協会の発展を祈念するとともに、在任中支えて頂いた副会長の皆様に深く感謝申し上げます。

◆ 副会長挨拶

副会長 大館 健児



このたび平成30年度定時総会におきまして副会長を仰せつかりました。平成28年に副会長に就任して3年目となります。昨年より診断協会の会計を担当させていただいています。今後とも会員の皆様や関連支援団体の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

平成28年正会員35名、賛助会員1機関でしたが、平成30年3月31日現在で正会員41名、賛助会員10機関となりました。また、研究会活動も従来、各研究会年2～3回程度開催が、昨年度は5～6回と活発になっています。専門家の派遣事業もこの間35%増えています。これらは平成26年4月の法人化以降、小口元会長のもとで、外部の機関との連携や事業の拡大を進めてきた結果と思います。この背景には、「小規模企業振興基本法」の制定など診断士に追い風となる外部要因もありました。

企業の将来を考える上で、政治的要因、経済的要因、社会的要因、技術的要因など外部要因が大きく影響すると言われています。現在の企業環境をみると、様々な分野で規制緩和が行なわれています。6月の民泊新法は、中小の宿泊施設にとっては、大きな脅威であると同時に、新たな事業を考えている経営者には多くのチャンスをもたらしています。景気は、製造業を中心に改善され、投資も増えています。地元を車で走っていても工場の新設などを目にする機会も増えました。人口の減少で、既に採用難という企業も増えています。一方、IT化を政府が全面的に推進しており、多くの企業で積極的にIT導入を進めています。

診断士として、このような外部要因の変化を捉え、企業に適切なアドバイスを提供することが必要です。診断士自身が支援する企業の外部環境の変化を積極的に理解することにより、企業が「ありたい姿」を描くご支援をする

ことができます。これにより事業を展開する上での課題が明確になります。また、その企業の強みを理解することができます。その強みをもとに、外部環境の変化を予測して、「あるべき姿」に向かうための課題を明確にし、経営計画を立案する支援が可能になります。

外部環境の変化を企業と共に捉え、前進して行くお手伝いができる集団になると良いと考えています。そのためにも、ますます、関係支援団体の皆様との連携を密にする必要があります。本年度からは、藤田新会長のもと、新たな出発をしました。新たな方針のもと、診断士協会として企業の支援を更に強化出来ればと思います。皆様のご協力を宜しくお願い致します。

◆ 副会長挨拶

副会長 前田 真一



このたび第4回定時総会で副会長に選任されました前田真一でございます。浅学菲才の身ではありますが、山梨県協会の一層の発展に努力してまいります。会員の皆様のご支援をいただきながら、大館副会長や役員と共に藤田会長を補佐し、様々な課題に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

し、様々な課題に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ところで、皆様は「診断士の協会」と聞いてどんなイメージをお持ちでしょうか？私は次の二つのスポーツのように「協会活動」を捉えています。ひとつめは、ラグビーです。「ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワン(一人はみんなのため、みんなは一人のため)」の格言のように、会員がお互いに助け合い、支えあってゆくものです。相互扶助の精神は、例えば、研究会活動でお互いに研鑽を積むことや、専門家として協会から派遣されることなどもその表われです。その結果、企業経営者の方々、行政や経済団体、金融機関などからの仕事の要請に期待以上にお応えすることで、会員と協会が共に発展することになります。

二つめは、駅伝です。協会の理事・監事など役員の仕事は、陸上競技の駅伝に似ていると思います。襷を、設立時の先輩方から引き継いで、次代の仲間や後輩に託すようなものです。走る原動力は、お世話になった先輩への感謝の気持ちと会員の仲間への共感と使命感です。受け継いできたものを繋いで、将来に伝えていきたいと思っています。

最後になりましたが、会員の皆様には今後とも一層のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

◆新任理事

理事 青柳 正秀



新たに理事にさせていただいた青柳です。中小企業診断士協会に入会したのは昭和59年、1984年の6月ですから、34年間、企業内診断士を言い訳にして、山梨県中小企業診断士協会のお役に立てませんでした。

2018年1月に退職するまでの42年間。企業人として生活は、最初の約20年間は、カメラや複写機、ATMに入る紙幣の正損区分機など、勤務先が開発設計・製造する製品の製造技術、技術管理(コスト見積)、品質管理、製造(生産)、資材調達を経験。1995年から、経営に関する企画業務を10年間。その間、経営企画の業務と兼務して、内部監査、貿易管理を経験。その後、BCP・BCMの構築、プライバシーマークやAEO(安全保証貿易)の認証取得、取引先の財務分析・評価・改善指導、等々を推進致しました。

このように、巾広く、専門性の高い業務を担当出来たのは、中小企業診断士の知見があったからです。ぜひ、現役の「企業内診断士」を、支援機関や行政の方々に、より活用していただきたく、お願い致します。

協会の理事としては、以下の業務を担当致します。①農業経営に関する窓口、②十士会で行う合同相談会(11月23日)の実務担当、③理論研修(9月8日)と④診断士の

日(11月4日)に関連して行う交流会(11月2日)の副担当。

これまでの経験や知見を、県内の中小企業や農業経営の方々の支援に、活かしていくつもりです。

協会員や支援機関の皆さんのお役に立つよう、頑張ります。皆様のご支援、ご協力を、お願い致します。

◆新任理事

理事 中村 昌幸



このたび、一般社団法人山梨県中小企業診断士協会理事に就任させて頂きました中村昌幸です。中小企業診断士の知名度向上や活用促進に微力ながら参画させて頂きたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

平成18年に中小企業診断士登録後、東京都中小企業診断士協会(城北支部)に所属し、企業内診断士として商店街支援、セミナー講師、補助金申請支援に携わりました。協会活動では、研究会代表や理事、理論更新研修講師等を経験させて頂きました。平成27年4月より山梨県甲府市へ転勤となり当協会に在籍させて頂いております。

千葉県千葉市出身で東京湾岸で育ち、首都圏を離れるまでの40年以上を潮風と共に生活をしておりましたが、今では山に囲まれる緑豊かな環境を満喫しております。山梨県は首都圏からのアクセスも良く、山の自然に魅せられ活力を取りもどす場として、良好な職場環境として、産業集積地として、様々な特徴と長所を持った地域であると感じます。会員の皆様との交流、外部機関様との交流を通して、地方都市としての活力をより持てる様な活動に携わりたいと考えております。また、山梨県に在籍する企業内診断士の方々と連携を深め、共に診断士活動を実践出来る環境も構築出来ればとも考えております。これまで当協会の諸先輩や会員の皆様から、多くの気づきや情報を頂いて参りました。引き続きのご指導を何卒宜しくお願い致します。

◆ H30年度理論政策更新研修

理事 中村 昌幸

平成30年9月8日(土曜日)13時00分～17時15分

会場名 山梨県立中小企業人材開発センター

住所 〒400-0055 山梨県甲府市大津町2130-2

TEL 055-243-4916

	研修テーマ	講師(敬称略)	
13:00 ～ 14:00	新しい中小企業政策について	(公財)やまなし産業支援機構 中小企業振興部長	平岡 浩氏
14:05 ～ 15:05	中小企業の人材確保・活用支援	山梨県中小企業団体 中央会事務局長	知見寺 好幸氏
15:15 ～ 17:15	中小企業の人材確保・活用支援(パネルディスカッション)	進行:中小企業診断士 パネリスト: 社会保険労務士 (株)マルエスフリージングジャンクション業務統括管理部長 (株)武田広告社代表取締役社長	中村 昌幸 菊池 和康氏 數野 晴之氏 平賀 新也氏

◆ 「事業承継研究会」の活動状況 事業承継研究会 下地 貴之

本研究会は、国を挙げての課題である「事業承継」に対し、支援者として知識・スキルの向上をはかり、地域の課題解決に寄与していくことを目的として設立致しました。

昨年度からの取り組みとしては、①会員による知識の

差を埋めるために、事業承継マニュアルをベースにした知識の補充、②事業承継経験のある会員によって、ケーススタディの実施、③実際の支援を通じた問題点の把握や課題の共有、等を行なっております。

また事業承継は今年度新たな局面を迎えており、従来の事業承継税制制度から大きく内容が変更、事業承継補助金の内容・予算が拡充、事業承継ネットワークの構築など次々と施策が変化し続けております。当研究会においても新たな動向を捉えながら、新制度の内容について、メリットや留意点の確認等を行ないながら情報を蓄積し、支援者としての知識・スキル向上を目指しております。

今後の研究会取り組みとして従来活動に加え、外部講師を交えた勉強会(弁護士・税理士等が候補)インプット中心から、各会員のアウトプット比率を増やす取り組みを考えています。

・研究会情報

研究会スケジュール:毎月第3木曜日18:00～20:00(変更の場合あり)

開催場所:山梨県立図書館交流ルーム

会員数:13名(2018/6末現在)

連絡先:info@md-lab.jp

◆ 「食と農研究会」活動紹介

食と農研究会 上吉川 航人

今年6月、食品関連事業者にとってインパクトの大きな法案が成立した。食品衛生法の15年ぶり改正である。これにより我が国においてもHACCPが義務化されることになった。HACCPとは、重要管理ポイントを重点管理することで食品の安全性を確保するもグローバル標準となりつつある管理手法である。今後、事業規模等により弾力的に適用されていくことになるが、飲食店を含むすべての食品関連事業者は、従来の一般的衛生管理に加え、HACCPを取り入れた新たな衛生管理が必要となる。

実はこの数か月前、当研究会の定例会にHACCPの専門家をお招きし、最新の知見に基づく講義を受けた。その後、講師を交えて、導入アプローチや事業者支援の

あり方についての意見交換を行い、理解を深めた。このように当研究会は、食と農に関する幅広いテーマの中からタイミングに合ったトピックを選定し、メンバー全員で討議を行うことを活動の中心に置いている。現在、活動は6年目を迎え、参加メンバーは10名である。活動開始当初より参加メンバーの自由意志を尊重した運営を行っている。引き続き、隔月ペースで開催していく予定である。当研究会に興味をもってくださった支援機関ならびに会員の皆様からのご連絡をお待ちしています。

連絡先:kamiyoshikawa.k@gmail.com

◆「創業研究会」

創業研究会責任者 藤田 泰一

本年度の創業研究会は、昨年度のテーマであった全国の創業・起業塾セミナーの研究と、今年5月に甲府商工会議所と連携して実施した創業セミナーの結果を踏まえて、今後の山梨県における創業・起業セミナーの方向性をテーマに活動を行っています。

具体的には、次のような内容をテーマクエスチョンとしての研究活動を計画しています。

1. 受講生数の大小による効果的なセミナー内容の研究について

メンバーのこれまでの創業・起業セミナーの経験により、受講生数が多い場合と少ない場合には、自ずとカリキュラム内容やレクチャーの方法が相違してくるとの意見交換を基に、受講生の大小をケースとした場合の効果的なカリキュラム内容やレクチャー方法の検討を研究します。

2. 受講生が創業・起業段階によるセミナー内容に関する研究について

創業や起業に関してまだ具体的な内容を模索中のシーズ段階の対象者用のセミナーと、既に創業や起業の業種、時期を具体化しているプレスタートアップ段階の受講生、さらに創業を開始してまもないスタートアップ段階の対象者などの各段階向けのセミナー内容について研究を行います。

3. 将来、山梨県での創業や起業する人を増加するため

の研究について

本研究会では、将来山梨県で創業・起業するアントレプレナーを創出するための研究も重要と考えています。具体的には、山梨県や教育研究者と連携し、山梨県の地域産業などをテーマとした高校生向け地場産業ビジネスの創造・育成セミナー等の開催の研究に取り組んでいきたいと考えています。

4. 事業承継を目指す人たちのための経営セミナーの研究について

現在の事業承継セミナー等では承継の仕方やそのための計画作成、税務問題等をテーマとした内容が多くみられます。しかし、実際には事業承継の成功はその事業を引き継ぐ将来の経営者づくりが最も重要と位置付けられています。

本研究会では、承継する側、すなわち将来事業を継承する人たちを対象としたビジネスの基本や経営者としての心構え、企(起)業家精神などを高めるための経営者育成セミナー、具体的な業種に絞って実際に経営を行うケーススタディ方式でのセミナー等の開催について検討、研究していきます。

◆観光研究会紹介

観光研究会 中村 昌幸

観光業界は宿泊業や飲食業だけに留まらず、様々なサービス提供の企画や運営などのビジネス支援や、地域での合意形成などのコミュニティ形成やコミュニケーションの分野など、幅広い支援ニーズが存在しています。近年では政府による観光立国の推進拡大や、全国各地にDMOが設立されるなど、観光分野でのマネジメント/マーケティング対応が求められています。

観光研究会では、この流れを機会と捉え、中小企業診断士が持つスキルを活用した支援を研究し、実践に繋げることを活動目標としております。会合では観光関連団体や行政、観光業者の成功事例、観光を通じた地域活性化の取組みなど、様々な事例研究とディスカッションを行っています。県内観光振興への取組みや地域活性化へ貢献出来るアクションへと繋げることを目指します。

■今年度の活動■

主な内容:DMO研究や観光マーケティング等の勉強会と、

実践活用について討議

開催日 :週末を中心に月一回2時間程度

場所 :防災新館(山梨県生涯学習推進センター)や
山梨県立図書館の交流ルーム

会員数 :8名(2018年7月現在)

連絡先 :中村昌幸(ma-nakamura@ra2.so-net.ne.jp)

皆さまのご参加をお待ちしております。

◆創業セミナー

理事 中村 昌幸

甲府商工会議所「創業セミナー」が平成30年5月12日から毎週土曜日の全4回が開催されました。今年も初日から3回目までの講義・演習を創業研究会メンバーを中心とした6名の中小企業診断士が講師を務めています。

創業セミナーの目的は日本政策金融公庫「創業計画書」を受講者が作成出来る様にすることです。そのためのカリキュラムとして、講義と演習では「創業の心構え」「事業目的の設定とマーケティング戦略」「資金計画および税務・会計」「労務」「インターネット活用術」を診断士が担当します。さらに「創業体験談」では、創業セミナーの卒業生で飲食店を開業した女性創業者の生き活きとした創業事例を披露頂きました。3日目午後の「ビジネスプランの作成と発表」では、受講者の創業計画書作成を4名の診断士が支援しました。具体的には、まず受講者を4グループに分け、①各グループに診断士1名が担当し、受講者同士による創業計画書の情報交換の進行を行い、②診断士が担当するグループで、受講者が作成した創業計画書への個別アドバイスを行っています。最後に、全体発表として各グループ代表1名からビジネスプラン発表を行い、診断士からの感想とアドバイスをさせて頂きました。受講者14名の創業業種は、お馴染みの飲食業等から最先端のIT技術を扱うものまで幅広い内容となりました。今年は初日に懇親会も催され、お互いに刺激を与えあう良い時間となりました。

◆平成30年度山梨県診断士協会事業計画

会長 藤田 泰一

業事例を披露頂きました。3日目午後の「ビジネスプランの作成と発表」では、受講者の創業計画書作成を4名の診断士が支援しました。具体的には、まず受講者を4グループに分け、①各グループに診断士1名が担当し、受講者同士による創業計画書の情報交換の進行を行い、②診断士が担当するグループで、受講者が作成した創業計画書への個別アドバイスを行っています。最後に、全体発表として各グループ代表1名からビジネスプラン発表を行い、診断士からの感想とアドバイスをさせて頂きました。受講者14名の創業業種は、お馴染みの飲食業等から最先端のIT技術を扱うものまで幅広い内容となりました。今年は初日に懇親会も催され、お互いに刺激を与えあう良い時間となりました。

◆平成30年度山梨県診断士協会事業計画

会長 藤田 泰一

本年度は、このようにこれまで県内中小企業並びに行政や関係団体等において認知されつつある山梨県中小企業診断士協会及び中小企業診断士の存在をさらにアピールすると共に、前年度に引き続いて診断士としてのスキルアップの支援を行うことを主な事業計画とします。また、法人化して5年目に入ることを踏まえて組織としての整備に関しても一歩々々進めていく方針です。

1. 基本方針

(1)中小企業診断士及び山梨県中小企業診断士協会の認知度の向上

(2)山梨県中小企業診断士協会加盟診断士の業務領域の拡大

(3)会員診断士のスキル向上

2. 事業

(1)中小企業診断士及び山梨県中小企業診断士協会の認知度の向上事業

①会報発行と配布

- ②HPの内容修正・充実
- ③診断士の日行事実施と賛助会員等との交流会実施
- ④行政や経済団体、金融機関等関係機関との連携、交流の実施
- ⑤他士業との連携
- ⑥南関東ブロック会議の主催
- ⑦その他
- (2)山梨県中小企業診断士協会加盟診断士の業務領域の拡大
 - ①既存受託事業、紹介事業の継続
 - ②新規事業の開拓等
- (3)会員診断士のスキル向上
 - ①理論政策更新研修
 - ②協会研修事業
 - ③研究会への支援
 - ④実務従事研修
 - ⑤南関東ブロック・スキルアップ研修への参加呼びかけ
- (4)その他
 - ①役員改選に伴う諸業務の実施
 - ②その他組織運営体制の強化に向けて関連業務の整備等

◆新入会員紹介

会員 藤嶋 吉宏



この度、新規入会いたしました藤嶋と申します。どうぞ宜しくお願いします。私は農林水産省で働いておりますが、霞ヶ関本省での勤務が長く、本格的な地方勤務は今回が初めてであり、山梨での仕事と生活にとっても期待しております。今回、

入会した理由は、山梨県に知り合いが全くいないので入会を通じて人的ネットワークを広げたいためですが、この何年かで農林水産業を取り巻く環境が大きく変化しており、これまでの経験やノウハウだけで農政を進めることが

難しくなりつつあると実感しているからです。農林水産省では、農山漁村の所得向上のための様々な施策を講じておりますが、より実効性を高めていくためには、既存のネットワークだけでなく、様々な分野で活躍している専門家との積極的な交流を通じて多くのことを学び、時には知恵を拝借しながら政策に反映していくことが重要だと考えています。例えば、農業経営の法人化を推進するため、国の事業で山梨県農業経営総合支援協議会が7月に発足し、同協議会が支援決定した農業法人へは診断士が専門家として派遣されることもあります。農林水産省と診断士との繋がりは今後より深くなっていくと思われまますので、日頃から皆様との情報交換を積極的に行っていきたいと思っております。協会に入会してまだ3ヶ月弱ですが、既に研究会にも参加し多くの先生と親しくさせていただいており、大変感謝しております。今後ともご指導宜しくお願いします。

・・・編集後記・・・

ちょうど一年前の編集後記で山梨県とアイオワ州の姉妹都市締結の繋がりに起因した国際交流事業について御紹介させていただきました。山梨県国際観光交流課と協働して、2月にアメリカアイオワ州に渡航し、現地アイオワ州デモイン市において、Blue Ribbon Bacon Festivalというベーコンフェスティバルを昨年11月に実施しました。「Youは何しに日本へ」等テレビ番組にも御紹介いただき、約12500名の方々にアイオワのベーコンを楽しんでいただきました。各方面から今年の実施要望をいただき、今年も第2回を計画しております。協業していただける方々を広く募集しておりますので企画などございましたら私宛にご連絡いただけたら幸いです。よろしく願い申し上げます。

edlstein@sannet.ne.jp

(編集担当 藤原一正 編集副担当 中村昌幸)